

『日本後紀』の撰者と編纂の背景

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/47985

『日本後紀』の撰者と編纂の背景

笠井純一

はじめに

『日本後紀』の編纂過程については坂本太郎氏による包括的な叙述⁽¹⁾があるが、専論としては坂本氏に相前後して、山本信吉⁽²⁾・松崎英一⁽³⁾両氏の研究が発表されたにとどまる⁽⁴⁾。両氏は主として『日本後紀』各巻の表現形式などを手がかりに、編纂過程の実際——各巻と編纂時期との対応関係——を究明されたのであったが、より初歩的な課題ともいべき各撰者の任命時期については、坂本氏の著書以降特に論ぜられることなく、今日に至っているように思われる⁽⁵⁾。筆者は右の問題をめぐって僅かながら補足すべき点に気付いたので、ここに示して御批判を仰ぎたい。

一 『日本後紀』第二次撰者の任命時期

『類聚国史』卷一四七(国史)に収める「日本後紀序」(以下「序」と略称する)によれば、『日本後紀』の撰者と編纂の過程は概ね次のようであった。

①弘仁十(八一九)年、嵯峨天皇は(a)藤原冬嗣・(b)藤原緒嗣・(c)藤原貞嗣・(d)良岑安世ら四名に勅して、「監修撰集」せしめた。しかし完成以前に三人は薨逝し、(b)緒嗣のみが残された(三臣相尋薨逝、緒嗣独存)。

②淳和天皇は(b)緒嗣にそえて以下の六名に詔し、引き続き編修にあたらせた。

(e)左近衛大将従三位兼守権大納言行民部卿清原真人夏野

(f)中納言従三位兼行中務卿直世王

(g)参議正四位下守右近衛大将兼行春宮大夫藤原朝臣吉野

(h)参議従四位上守刑部卿小野朝臣岑守

(i)従五位下勲七等行大外記兼紀伝博士坂上忌寸今継

(j)従五位下行大外記島田朝臣清田

しかし、天皇は間もなく讓位したため、完成する暇がなかった。

③仁明天皇は(b)緒嗣・(g)吉野の他、(k)源常・(l)藤原良房・(m)朝野鹿取らに詔し、継続して事に当たらせた。(n)布瑠高庭・(o)山田古嗣は編纂の実務を担当した。

『日本後紀』の編纂は右のように三次にわたって行われ、携わった官人も十五名に達していて、その経緯はいささか

複雑である。坂本氏⁽⁶⁾によれば第一次の撰者任命は、「序」のいう通り弘仁十年とみてよく、また第二次撰者の任命時点は記されていないが、撰者^(e)・^(j)の官位は「その時現在で書かれているようであるから、それを調べると、おのずからある範囲の時がでる」。すなわち、^(e)夏野・^(f)直世王・^(g)吉野三名の官位の共存期間は、天長七（八三〇）年八月四日以降、同年九月十一日以前に絞られるから、この間に任命されたと考えられる。右の結果は、淳和朝の任命が^(c)貞嗣（天長元年正月）^(?)・^(a)冬嗣（同三年七月）⁽⁸⁾・^(d)安世（同七年七月）⁽⁹⁾三臣の薨逝後に行われたという、「序」の記述とも矛盾しない。しかし「以上の推定は、淳和朝任命の六人のうち五人についてはよくあてはまるが、ただひとり小野岑守にはあてはまらない」。小野岑守は天長七年四月十九日に卒しているからである。坂本氏はこれについて、岑守が「名だたる文人」であったため、一人だけ早く任命されたものとみておられる。なお第三次の撰者任命については、「序」にみえる撰者の官位は完成時のものであるので、手掛りは得られない。

以上の坂本説は「序」の文言に忠実な解釈であって、ほぼ通説として受けいられているように思われる。しかし第一・第三次の編修は問題がないとしても、第二次撰者任命⁽¹¹⁾については夙に有力な異説が立てられている。すなわち佐伯有義氏の校訂・注釈にかかる、『増補六国史』巻五（『日本後紀』）の「解説」⁽¹²⁾である。重要な指摘なので、以下にその一部を引用したい（便宜上、撰者名には上掲の符合を付した）。

此の勅命ありし年月は並に詳ならざれど、^(b)緒嗣をば総裁とし、^(e)夏野以下を其の輔佐とせられしより推測するに、曩に総裁たりし^(a)冬嗣の薨後（天長三年七月以後）なりしこといふまでもなかるべし、次に夏野以下の叙位任官の年月を検するに、^(e)夏野の権大納言に任ぜられしは同五年三月（左近衛大將民部卿如故）、^(f)直世王の中納言に任じ、従三位に叙せられしは七年六月、^(g)吉野の参議に任ぜられしは同五年五月、正四位下に叙せられしは七年八月、^(h)岑守の参議に任ぜられしは弘仁十三年三月、従四位上に叙せられしは天長三年正月にて同七年四月卒

去せり、(以上公卿補任に拠る) (i)今継の大外記従五位下に叙任せられしは天長元年、(外記補任に拠る) (j)清田の大外記に任ぜられしは同四年にて、従五位下に叙せられしは同六年正月(文徳実録卷七、齊衡二年九月甲子紀清田伝に拠る)なり、以上の叙任に依て考ふるに、天長三年冬嗣薨去ありしかば、緒嗣を其の後任とし、岑守・今継等を同時に任命し、其他は漸次に補缺せられしか、或は七年七月安世薨去の後に同時に任命ありしなるべし

撰者の任命時期は、編纂過程を知る重要な手がかりとなるだけに、見逃しえない問題である。坂本氏は、第二次撰者のうち(h)小野岑守のみが早く任命されたと考えられたが、佐伯氏の考察によれば(i)坂上今継の任命も、岑守と同時にあたった大外記らについては、必ずしもそうではないようである。

ここでまず注目したいのは、第二次の撰者中に、二名の「大外記」が含まれることである。坂本氏の考察の前提には、(h)岑守を除く第二次撰者の官位は、任命の「その時現在で書かれている」という認識がある。しかしながら(i)・(j)の兩名は、同時に大外記たりえたであろうか。まず(i)今継であるが、『外記補任』の記載を信用すれば天長四年条まで大外記として名がみえるものの、翌年からは一切みあたらない。一方(j)清田については、少外記から大外記への昇任は同四年三月である。『外記補任』同年条には「三月転 元少」とあるから、今継が大外記の官を退いたと同じ年に、大外記に任官したとみてさしつかえあるまい。

ところがこの天長四年には、「外正五位下船連湊守」が、やはり大外記に任命されている。『外記補任』の「三月九日 更任」⁽¹³⁾なる注記が正しければ、清田とはほぼ同時の任官である。大外記の定員が二人であることはいうまでもなく、『外記補任』によっても三名の大外記が同時に任じられていたケースは極めて異例であるから、今継は、清田もしくは湊守が任官した時点で退任したとみるべきであろう。仮に清田の任官が湊守より若干早く、今継の後任は湊守であ

ったとしても、今継・清田兩名が同時に大外記の職にあったのは僅か数日にすぎない。しかも上引佐伯氏の論にも明らかのように、清田が正六位上から「従五位下」へ昇叙したのは天長六年正月戊子（七日、『類聚国史』巻九九叙位）であって、天長四年段階では(j)「従五位下」なる官位を帯びてはいなかった。(i)「大外記」坂上今継と(j)「従五位下行大外記」島田清田が同時に在任した期間は、全く想定し難いのである。

右は外記二名の在任期間のみに着目して、坂本説への疑問を提示したが、その他の撰者の官位についても検討を加えてみよう。まず(e)夏野・(f)直世王・(g)吉野三名については坂本氏の考証通り、条件を同時に満たすのは、天長七年八月四日から九月十一日までの一箇月強であって、この期間に一括して任命されたとみてよからう。(i)清田についても右に示した如く、「序」の条件を満たすのは天長六年正月以降であるから、(e)と(g)と同時一括の任命であるとしてさしつかえあるまい。これを第一のグループと呼んでおこう。

ところが(h)・(i)の二名については、第一グループとは全く異なり、官位の記され方にそれぞれ疑問が存する（以下、第二グループと呼ぶ）。まず、(h)岑守が「参議従四位上刑部卿」であったのは、天長五年閏三月九日に刑部卿に任じてから、同七年四月十九日の卒去までである（佐伯・坂本兩氏の考証はこの限りでは正しい）。しかし『公卿補任』天長五年条によれば、岑守はこの年二月九日に勘解由長官に補任され、翌年まで「刑部卿。勘長官」なる注記が名の下に記される。翌々七年の注記は「四月十九日卒。イ出雲国造猷神宝之日。久立朝堂。病発而薨」とあるのみで、刑部卿・勘解由長官については触れられていないけれど、その突然の死去であるらしいことから（ただ注記のうち「イ」以下については、「薨」とあることから信を置きうるか否か、検討を要するが）、岑守は卒去の日まで「刑部卿。勘解由長官」の任にあったと考えてよいのではなからうか。そうであれば、岑守の官・位が(h)の通りであった時点は、一度もなかったはずである。「勘解由長官」の重職を明記しない「序」は、正確さを欠くものといわねばならない。

次に(i)今継に関しては、⁽¹⁶⁾外従五位下から「従五位下」への昇叙は天長三年正月七日であり、『類聚国史』巻九九、「勲七等」は『清水寺縁起』⁽¹⁷⁾によれば弘仁二年十月十七日時点で確認できる。また「大外記」は、『外記補任』には天長元年条からしか記されないが、『類聚符宣抄』によると弘仁十二年十一月二十日には既に在任して、⁽¹⁸⁾先述の通り天長四年三月までは確実にその任にあった。最後に「紀伝博士」であるが、弘仁二〇九年の間は「勇山連文継」が紀伝博士であったらしい。⁽¹⁹⁾ところで、弘仁十四年十一月以前の成立といわれる『叡山大師伝』⁽²⁰⁾には、最澄の外護者の一人として「朝請大夫安野祭酒文」の名が現れる。これが文継を指すとすれば、⁽²²⁾彼は弘仁十四年段階では祭酒(大学頭)であって紀伝博士とはみえないから、既にその地位を退いていたものである。すなわち、今継の「紀伝博士」任官時点は明らかではないが、弘仁十〇十四年の間のことと推定できる。一方、『外記補任』天長元年条は次のように記している(尊経閣文庫本によって示した)。

『紀伝博士』^(朱書)

大外記(外)從五位下勲七等坂上忌寸今継 九月廿三日兼任 止紀伝博士

この注記をいかに解釈するかが問題だが、今継が「九月廿三日」に大外記を兼任したのでないことは、先述の『類聚符宣抄』の記事によって確認できるから、「兼任止」までを一連の文として読み、この日にそれまで兼任していた博士の任を止められた、とみる他はあるまい。⁽²³⁾ここで四条件を整理してみると、表1の通りであって(⇒印はそれ以前から当該官位を帯びていたことを示す)、今継が「序」の如き官位を帯びていた期間は、一日も無いことが知られるであろう。すなわち、第二グループ官人の官位表記は極めて杜撰であり、第一グループのように任官時点でのそれが正確に反映されていない。これは彼等が第一グループとは全く別個に、撰者に任命されたことを示す証拠である。但し、第二グループと便宜上一括したが、(h)・(i)両者が同時に任命されたのか否かすら、「序」の表記からは判然としない。

『日本後紀』の撰者と編纂の背景（笠井）

表1 坂上忌寸今継の官・位

官位条件	条件を満たす期間
從五位下 勲七等 大外記 紀伝博士	天長3年正月7日～ ⇒弘仁2年10月17日～ ⇒弘仁12年11月20日～天長4年3月 ～天長元年9月23日

けれども表1から明らかのように、今継の活躍時期は天長初年を中心とするから、その撰者任命は岑守より前かほぼ同時であって、岑守以後ではないであろう。いずれにせよ第二グループの撰者は第一グループに先んじ、(d)安世の薨去以前に任命されていたのである。しかし、「序」はその間の事情に全く言及せず、官位の高下に従って六名を機械的に配列したにすぎない。かかる記述は「三臣相尋薨逝、緒嗣独存」などといった表現からも看守されるように、第二次以降の最高責任者である(b)藤原緒嗣の立場をことさら強調したものであって、事実を反映してはいないのである。

ところで坂本氏は、『日本後紀』に藤原緒嗣の「剛毅な性格と高邁な識見」が反映していることを、高く評価しておられる。⁽²⁴⁾ 彼が編修開始から完成に至るまで、唯一人一貫して撰者であったことは言を俟たない。しかし、緒嗣の役割を特別視される坂本氏の主張は、「序」の文言を素朴に解して疑わず、その反面で外記ら実務官人の官歴に殆ど関心を示されない視点と、⁽²⁵⁾ あながち無関係とも思われない。このような視点とは別に、筆者は「大外記」坂上今継の官歴を手がかりとして、佐伯・坂本両氏の学説を進展させることを希うものであるが、そのためには『外記補任』の史料としての価値を確認することが不可欠であろう。なぜならば上記の瑣末な考証すら、『外記補任』の信憑性如何によっては崩れる危険性を孕むからである。

二 『外記補任』の信憑性

『外記補任』に関しては最近、中野高行氏⁽²⁶⁾の研究が発表された。中野氏はまず、尊経閣文

庫本『外記補任』⁽²⁷⁾を底本として、六国史や『類聚符宣抄』を参照しつつ、丹念な校訂を施した「本文」を作成され、ついでその史料的价值を問うておられる。そこで示された結論は概ね従うべきものであるが、なお若干補うべき事柄もある。筆者なりに問題点を整理して示そう。なお本稿で「本文」と記すものは中野氏の「本文」とは異なり、現存テキスト（尊経閣文庫本）にみえる「外記の官位姓名」のことである。これに対して本稿で「注記」と称するものは、現存テキストの「外記の官位姓名」の下に付された、「叙位」「任官」等の記事である。両者は密接な関係にあるかと思われるが、これを一応区別して信憑性の検証を行いたい。なお、1―(1)以外については対照の便宜上、六国史の存する仁和三（八八七）年以前に限って検討した。

1 本文の検討

(1) 外記名そのものの脱落

中野氏は校訂後の「本文」について検討を加えられたのだが、『外記補任』の史料的价值を論ずるにあたっては、まず現存する本文自体の信憑性を問う必要がある。そこで中野氏の校訂結果をも参照しつつ、尊経閣文庫本『外記補任』に欠落した外記の一覧表を作成した（表2）。年代を天応元（七八一）年以降としたのは、現存のテキストが宝龜以前を欠落させているためである。なお典拠欄において『史料名』を明記しないものは、すべて『類聚符宣抄』からの引用である。

一見して明らかのように、『外記補任』における外記名の欠落は、弘仁期に最もはなはだしいが、天長十（八三三）年以後は全く問題がない。但しこの結果は、対照した史料の状況によっても大きく左右されると思われるから、念のため比較対象として最も一般的な『類聚符宣抄』所収の「外記宣言」について表3に示そう。ここで外記宣言という

『日本後紀』の撰者と編纂の背景（笠井）

表2 『外記補任』に欠落した外記（天応元年以降）

年代	官職	氏・名	典拠
大同元年	少外記	坂田弘貞	『公卿補任』天長2年条尻付
弘仁2年	少外記	大春日頼雄	6月30日上宣奉者
3年	少外記	大春日頼雄	12月15日右大臣宣奉者
	少外記	船濙守	12月28日右大臣宣奉者
4年	少外記	船濙守	正月1日右大臣宣，同月7日左大弁秋篠安人宣，同月28日右大臣宣奉者
	少外記	大春日頼雄	9月1日参議秋篠安人宣奉者
5年	少外記	大春日頼雄	2月15日右大臣宣奉者
	少外記	船濙守	『年中行事秘抄』2月28日右大臣宣奉者
8年	少外記	高丘潔門	6月23日中納言宣奉者
10年	少外記	宮原村継	6月19日大納言宣奉者
	少外記	高丘潔門	9月7日大納言宣奉者
12年	大外記	坂上今継	11月20日右大臣宣奉者
	少外記	宮原村継	7月20日宣旨奉者
13年	少外記	桑原広田麻呂	2月22日中納言宣，7月13日右大臣宣奉者
	大外記	坂上今継	4月27日右大臣宣奉者
14年	少外記	永世公足	正月20日・7月26日權中納言宣奉者
		都広田麻呂	『年中行事秘抄』12月8日右大臣宣奉者
天長元年	大外記	宮原村継	『叡山大師伝』
3年	大外記	都広田麻呂	11月16日・12月16日右大臣宣奉者
	少外記	都広田麻呂	9月20日中納言宣奉者
6年	少外記	都広田麻呂	『類聚国史』卷165，12月己未条
8年	少外記	高村武人	3月13日大納言宣
9年	少外記	韓室諸成	12月17日大納言宣奉者
10年	少外記	韓室諸成	9月19日大納言宣奉者
	大外記	内蔵秀嗣	『続日本後紀』12月戊申条

のは鈴木茂男氏の命名⁽²⁹⁾に従い、上卿の宣を外記が奉ずる宣旨をさすが、延暦・大同年間にはその形式は未だ成立していなかったら⁽³⁰⁾、弘仁二(八一)年六月三十日「上宣」⁽³¹⁾を嚆矢とし、寛治七(一〇九三)年正月十九日「左大臣宣」⁽³²⁾まで、総て三五八通を数える(重複した宣旨は一通と数えた)。但し、現存『外記補任』には寛弘七(一〇一〇)年以降の巻が欠落しているから、表3では対照可能な正暦三(九九二)年以前の「外記宣旨」について、元号別の総数を(A)として示

表3 『類聚符宣抄』の「外記宣旨」奉者と『外記補任』の対比

元号	A	B
弘仁	22	18
天长	18	5
天承	13	0
仁寿	1	0
貞観	11	0
元慶	14	0
和平	23	0
昌泰	5	0
延喜	3	0
延長	58	0
承平	19	0
天曆	24	0
天徳	27	0
天徳	37	0
天徳	14	0
保和	15	0
元和	30	0
元寛	11	0
正暦	1	0
正暦	1	0
合計	349	23

『外記補任』に検出されない者は一例も存しない。外記名の欠落は、天長期以前に限定されるとみてはばさしつかえなからう。ただ大同以前については、対照文献が乏しく確言はできないが、現存テキストが弘仁十一〜十四年に一名の外記も記さぬことを併考すれば、脱漏はやはり弘仁期を中心に認められるとしてよいと思われる。

なお現存テキストは貞観五（八六三）年の記事を全く欠いているが、これについては次項で触れることにする。

(2) 記事の重複と年代の矛盾

現存テキストは承和四（八三七）・五年と、貞観四・五年の二箇所にとわって、本文の記事に疑問が存する。まず承和四・五年条は、次のように注記までほとんど同文である。

（承和）
同四年
同五年

大外記外従五位下山田古嗣

清内御菌

少外記秋篠五百河二月七日遷式部少丞

菅野繼門

名草安成二月七日任 元内匠大属六十一

大外記外従五位下山田古嗣

清内御菌

少外記秋篠五百河二月七日遷式部少丞

菅野繼門

名草安成二月七日任 元内匠大属六十一

した。〈B〉は「外記宣旨」に奉者として名を記した外記が、『外記補任』当該年条にみえないケースの総数である。ここに明らかのように、『類聚符宣抄』には承和以降の「外記宣旨」も多数収録されるが、そこに奉者として現れる外記で

これについて『統群書類従』第四輯上巻は、承和五年条・名草安成の項に、「此年二月七日事与前年重複、未知就是」と注しているが、中野氏も指摘された通り、秋篠五百河が承和四年七月二十七日に少外記としてみえること³⁴をもつて、一連の記事は承和五年の条に置くべきである。なお『続日本後紀』承和五年二月乙未（七日）条には任官記事がみえるが、前年の二月七日には存しないことも付記しておく。国史に任官が記載されるのは、無論五位以上の官人についてであるが、六位以下の任官も同日に行われた可能性が高いからである。

次に貞観四・五年条の問題だが、ここでは「権大外記 滋野安成」以下七名が貞観四年条に記され、同五年には一名の記載もない（頭書に「落敷」とみえる）。これについても中野氏の指摘通り、一連の記事はすべて貞観五年に置くのが正しい。中野氏は賀茂峯雄、嶋田善長、善淵愛成ら三名の注記について、それぞれの官歴から、貞観四年に置いては矛盾することを指摘しておられるが、筆者はこれに加え「二月十日」の転任（広宗安人）・任官（伴興門・善淵愛成）記事の問題にしたい。『三代実録』によれば貞観五年二月十日癸卯には任官の記事がみえるが、前年の同日には検出されないからである。なお、嶋田善長の注記の内「十月任和泉守」も貞観五年二月十日の誤りで、これは『三代実録』に当該記事が収録されている。

(3) 姓名の矛盾

①「中科巨都雄」巨都雄は少外記として延暦七（七八八）・九（七九一）年条に、大外記として同十二（七九六）年条にみえ、十七年条には「改名善雄」と注記し、以後は「善雄」の名で記されている。しかし『続日本紀』によれば、「少外記津連巨都雄」が中科宿禰を与えられたのは延暦十年正月癸酉のことであって、テキストの延暦七・九年両条が「中科」につくるのは明らかな矛盾である。また、善雄への改名を延暦十七年としているが、『本朝法家文書目録』所収、「官曹事類目録」の位署³⁵（延暦二十二年）では「都雄」に作る。

②「南淵永河・同弘貞」永河は大同元（八〇六）～四年条に、弘貞は同四年条に少外記として名がみえるが、『文徳実録』天安元（八五七）年十月丙子条の永河卒伝によれば永河は弘仁十四年十二月、兄の弘貞とともに坂田朝臣を改めて南淵朝臣を賜ったとあり、『公卿補任』天長二年条の南淵弘貞尻付においても同様の記事がみえる。大同年間「南淵」姓で記されるのは、明らかに誤りである。

③「山田宿禰古嗣」古嗣は天長六～十年条に少外記、承和元～十三年条に大外記としてみえ、うち天長六年条に「山田宿禰」と姓が記される。しかし『続日本後紀』によれば、古嗣が造姓を宿禰姓に改められたのは天長十年十二月戊申であった。

④「菅原助道」貞観六年に少外記としてみえるが、「菅野」助道の誤りであろう。

⑤「菅野有風」元慶元（八七七）～二年に少外記、同三～四年に大外記としてみえるが、「有風」は『三代実録』には現れない。「惟肖」の誤りであろう。⁽³⁶⁾

⑥「紀有綱」元慶二～三年に大外記としてみえるが、「有綱」は『三代実録』には現れない。「有総」の誤りであろう。⁽³⁷⁾

(4) 官位の矛盾

①「延暦十五年 外従五位下 中科巨都雄」『日本後紀』によれば翌延暦十六年正月甲午、外従五位下に叙されている。この時点では正六位上である。

②「弘仁元年 従五位下 上毛野類人」『日本後紀』によれば、「帰順の功」を賞して同年九月戊申、外従五位下から従五位上に昇叙している。これは注記にも同様に記されており、「従五位下」なる位階を有していたことは一度もない。

- ③〔天長元・二年 従五位下 坂上今継〕『類聚国史』巻九九によれば、従五位下を授けられたのは天長三年正月甲戌である。この時点では外・従五位下。
- ④〔天長四年 外従五位下 坂上今継〕従五位下の誤り。③参照。
- ⑤〔承和十年 従五位下 山代氏益〕『続日本後紀』によれば、同年正月庚子、正六位上から外・従五位下に昇叙している。
- ⑥〔嘉祥元年 従五位下 朝原良道〕『続日本後紀』によれば承和十五（八四八）年正月戊辰、正六位上から外・従五位下に昇叙している。
- ⑦〔斉衡三年 従五位下 安野豊門〕『文徳実録』によれば斉衡三（八五六）年正月辛亥、安野「豊道」が正六位上から外・従五位下に昇叙している（本稿では中野氏の指摘に従い、豊道を豊門と同一人物とみなした）。
- ⑧〔貞観元年 従五位下 滋野安成〕『三代実録』によれば同年十一月十九日庚午、従五位下から従五位上に昇叙している（注記にも同様に記される）。他の例に倣えば、新位階（従五位上）を表記すべきであろう。
- ⑨〔元慶五年 外従五位下 大春日安名〕『三代実録』によれば同年二月十四日壬辰、正六位上から従五位下に昇叙している。「外」字は除くべきであろう。
- ⑩〔元慶八年 従五位下 巨勢文宗〕『三代実録』によれば同年二月二十三日甲寅、正六位上から外・従五位下に昇叙している。

2 注記の検討

詳細は別稿に譲り、ここでは叙位・官職関係の注記について、要点のみを記したい。

(1) 叙位に関する注記

延暦四年の朝原道永から、仁和三年の大蔵善行まで、叙位関係の注記は四八条に及ぶ。それらは概ね叙位された位階を明記することなく、「正七叙」などと記すのが通例であるが、国史の記事と対比して問題があると考えられるものは、次の九例である。

①〔延暦四年 朝原道永 正月入内〕『統日本紀』によれば、同年八月己巳（七日）、外従五位下から従五位下に昇叙している。

②〔延暦八年 秋篠安人 七月七日叙外従五位下〕『統日本紀』によれば、同年正月己酉（六日）外従五位下に昇叙している。『公卿補任』延暦二十四年条の尻付にも「（延暦）八年正月外従五下」とみえる。

③〔延暦十五年 中科（巨）都雄 月日叙位〕この年位階昇進はない。1—(4)—①参照。

④〔大同三年 豊宗広人 正月十五日入内〕『類聚国史』巻九九によれば、同年正月丁未（二十五日）に従五位下に昇叙している。

⑤〔仁寿元年 山田春城 十一廿一叙外従五位下〕『文徳実録』によれば、仁寿元（八五二）年十一月甲午（二十六日）に外従五位下に昇叙している。

⑥〔貞観八年 上毛野沢田 二月十二日叙〕『三代実録』によれば、同年二月十三日己未に従五位下に昇叙している。

⑦〔貞観十七年 滋野弘基 二月七日叙〕対応する記事がない。

⑧〔元慶元年 忠宗是行 十一月廿二日叙〕『三代実録』では同年十一月二十一日戊午、外従五位下に昇叙している。

⑨〔同年 興世貞町 正月五日叙〕『三代実録』では同年正月三日乙亥、外従五位下に昇叙している。

以上のうち⑥・⑧は僅か一日、⑨は二日の違いであり、また④の「十五」と「廿五」、⑤の「廿一」と「廿六」も転

写の際に生じやすい誤りである。但し、⑦については対応する記事がなく、しかも弘基の名自体が『三代実録』には全く登場しないので問題である。しかし、『三代実録』は不完全な写本として伝わっており、このあたりの叙位記事には殊に省略が多い。貞観十一年までは正月恒例の叙位が記されているが、同十三年以降元慶八年までは公卿など一部への叙位のみを明記し、他は人数を記すに止まる場合がしばしばである。実は⑧・⑨の記事も『類聚国史』を以て補充したものであるが、同書はあいにく巻一〇〇（叙位五、貞観元々十八年）を欠いているから、この間の照合は不能である。以上から⑦についても誤りとはみなしがたく、結局大きな錯誤は、延暦期（①～③）に集中するとみてさしつかえなからう。

なお、叙位関係の注記で、『外記補任』に欠落していることが明らかなのは、表4の通りである（↓の上は旧位階、下は新叙の位階）。

(2) 官職に関わる注記

官職に関わる注記には、外記への任官、昇格、転任、兼任など多様なものが含まれるが、ここでは特にそれらを区

表4 『外記補任』に欠落した叙位注記

年次	外記名	脱	漏	典拠
延暦16	中科巨都雄	正月甲午、正六位上↓外従五位下		日本後紀
天長3	坂上今継	二月己巳、外従五位下↓従五位下		日本後紀
齊衡3	安野豊門	正月甲戌、外従五位下↓従五位下		類聚国史
貞観4	賀茂峯雄	正月辛亥、正六位上↓外従五位下	1—(4)—⑦参照	文徳実録
		正月七日、正六位上↓従五位下		三代実録

別せず、六国史等の記事と照合して正確さを調査し、表5に示した。任官者について五位以上と六位以下とを区別したのは、史料の残り方の違いを考慮したためである。

記事の正確さを示す基準につい

表5 『外記補任』官職注記の正確さ

区分 対史料 ランク	五位以上								六位以下					合計	
	統日本紀	日本後紀		統後紀	文徳実録	三代実録	小計	統日本紀	日本後紀	統後紀	文徳実録	三代実録	小計		
		類史	紀略												
A	—	4	—	1	2	3	9	19	—	—	—	—	2	2	21
B 1	9	1	—	—	—	—	1	11	1	—	—	—	—	1	12
B 2	—	1	—	—	2	—	2	5	—	—	—	—	—	—	5
C 1	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	1
C 2	—	—	—	—	—	2	1	3	—	—	—	—	—	—	3
D 1	—	—	—	7	3	—	9	19	—	—	19	3	38	60	79
D 2	—	1	—	4	—	—	—	5	—	2	1	—	—	3	8
D 3	—	—	1	—	—	—	—	1	—	8	—	—	—	8	9
E	—	10	—	—	1	—	4	15	7	14	4	5	18	48	63
F	—	—	—	—	—	1	1	2	—	1	1	—	—	2	4
計	9	17	1 … 30	12	8	7	27	81	8	25	25	8	58	124	205

ては、便宜上次のように設定した。

A 注記の年・月・日が、他の史料と完全に一致するもの。

B 注記の年・月が、他の史料と一致するもの。

B 1 注記には月次までしか記されないもの。

B 2 注記の日付が、他の史料と食い違うもの。

C 注記の年次が、他の史料と一致するもの。

C 1 注記には年次しか記されないもの。

C 2 注記の月次が一箇月程度食い違うが、誤写とみなしうるもの。

D 注記の時点で、当該措置があったことが推定できるもの。

D 1 当該日に当該措置があったことが、推定できるもの。

D 2 当該月に当該措置があったことが、推定できるもの。

D 3 当該年に当該措置があったことが、推定できるもの（在任の確認を含む）。

E 注記と対応する史料が他に見出せないもの。

F 注記の記事が全くの誤謬であることが明らかなもの。

五位以上と六位以下で、結果に違いがあるのは当然であるが、五位以上では総数八一の内、A・Bランクの合計が三五例で全体の四割強を占め、D1ランクで『日本後紀』欠落分に關わる七例、『三代実録』關係で「任官云々」などと省略されたため記録が残らなかつた九例を含めれば、優に六割を上回ることが注目されよう。またEランク一五例の内一〇例が『日本後紀』欠落分であることなども考慮すれば、注記の明らかな誤謬はごく限られた数となる。五位六位あわせて二〇五例のうち、全くの誤謬（Fランク）と認定されるものは僅かに四例であつて、任官關係の注記には概ね信を置くことができよう。

3 『外記補任』の信憑性

以上、煩瑣な考証を連ねたが、これを要約すれば次のようになる。

『外記補任』の“本文”には、(1)外記名そのものの脱落をはじめ、(2)記事の重複、(3)姓名・(4)官位の矛盾など、幾多の重大な欠陥が検出される。校訂ミスが多い『統群書類従』本はもとより、尊経閣文庫本の使用にあつても、充
分な史料批判が必要とされよう。

これに対して、本文の下に記された“注記”は、叙位注記に若干の脱落が存するものの（官職注記の脱漏については未調査）、テキストに記された限りにおいては、(1)叙位關係、(2)官職關係いずれについても、著しい誤りがあるとは認めがたい。『日本後紀』の欠逸などを考慮すれば、むしろかなりの程度まで信頼できるとみてよいのではあるまいか。

本文・注記とも、問題が多いのはテキストの冒頭に近い部分（九世紀前半）である。しかし微細に検討すれば、本文においては弘仁・天長期に脱落が集中し、注記（特に叙位注記）においては延暦期に誤りが顕著であつて、両者の間に若干のずれが検出される。このことは、本文と注記の成立が異なった条件の下になされたことを、或いは示しているのかも知れない。しかし特に確証もないことであるから、これ以上たち入るのは慎むべきであらう。

三 「大外記」坂上今継の撰者任命と編纂の背景

前章における検討の結果、『外記補任』は一定の史料批判を加えさえすれば、充分使用に堪える文献であることが確認された。本稿第一章ではこの史料を主要なよりどころとして、撰者任命の時期について考察したが、その結果には概ね信をおくことができよう。

ここで問題の坂上今継の官歴のうち、「大外記」に任命された時点について再確認したい。彼は『外記補任』では天長元（八二四）年にはじめて登場するが、『類聚符宣抄』によれば、遅くとも弘仁十二（八二二）年十一月二十日までに、この官に任じていた。ところで『外記補任』は、先述の通り弘仁末年に脱漏が著しい。筆者の復元案を、この前後に限って示そう（傍線部は『外記補任』にみえる記事。「」内は補充の典拠）。

弘仁十年

大外記外従五位下船濙守 九月四日遷石見守

少外記 宮原宿禰村継 『符宣抄』六月十九日大納言宣

少外記 高丘宿禰潔門 『符宣抄』九月七日大納言宣

弘仁十一年

弘仁十二年

大外記 坂上忌寸今継 『符宣抄』十一月廿日右大臣宣

少外記 宮原宿禰村継 『符宣抄』七月廿日宣旨

少外記 桑原公広田麻呂 『符宣抄』二月廿二日中納言宣、七月十三日右大臣宣

弘仁十三年

大外記 坂上忌寸今継 『符宣抄』四月廿七日右大臣宣

大外記 永世宿禰公足 『符宣抄』正月廿日・七月廿六日權中納言宣

弘仁十四年

少外記 都宿禰広田麻呂 『年中行事秘抄』十二月八日右大臣宣、『叡山大師伝』

天長元年

大外記從五位下勲七等坂上忌寸今継 九月廿三日兼任止 紀伝博士

大外記 宮原宿禰村継 『符宣抄』十一月十六日・十二月十六日右大臣宣

少外記 高田朝臣清田 月任内蔵属 文章生

以上によると、弘仁十年九月に船濤守が遷任して後、翌年にかけて大外記は一名も検出されないのが、今継は濤守の後任として、遅くとも弘仁十一年中には補任された可能性が高い。彼が濤守の遷任後間もなく大外記に補されているとすると、嵯峨天皇によって第一次撰者(a)と(d)が任命された時点⁽⁴⁾と、殆ど同時期であることが注目される。仮に彼の任命が弘仁十二年であったとしても、第一次の編修実務に携わることには十分可能である。そこで筆者が着目した

いのは、夙に坂本氏も留意された史料だが、『新儀式』第五の次の記事である。

修_二国史_一二事。

修_二国史_一。隔_三三四代_一修_二之_一。先定_二其人_一。第一大臣。執行參議一人。大外記并儒士之中。扱_レ地_レ筆削_一。者一人。令_レ制_レ作_レ之。諸司官人堪_レ事者四五人。令_レ候_レ其所。修畢。奏_二進_一之。後旗_二下所司_一。

坂本氏は右の人選について、六国史の撰修が慣行化した時の状態ではあるが案外『続日本紀』の撰者についてもあてはまるとし、「大臣・参議・大外記という構成の大体は、初めから考案実行せられたものように思われる」と述べられた。『続日本紀』撰者の人選方針が右のようであれば、引き続き編修に着手された『日本後紀』においても、同様な人選が行われた可能性があろう。ところが坂本氏は、『日本後紀』については「序」の文言に忠実に従い、第一次撰者は(a)~(d)の四名に限られると考え、「これでは高官の人々にかたよって、果してどれだけの成果を挙げることができたか疑問」であるとされる⁽⁴⁴⁾。しかし、『日本後紀』第一次編修についてのみこのようにみなすのは、むしろ不自然である上、「序」によれば第一次撰者として名が挙げられた四名は、「撰集を監修」することを命ぜられたのであって、実務担当者は別にいたとみるべきではあるまいか。「序」が藤原緒嗣の立場を強調する余り、下級者の任命は必ずしも正確に記さないことを勘案すれば、「大外記并儒士」中から選ばれた実務官人が少なくとも一名、第一次撰者中にも含まれていたとみるべきであらう。

右掲の『外記補任』復元案によると、弘仁十年代の大外記としては、今継の他に「永世宿禰公足」がいる。しかし、今継が紀伝博士であり、かつ『凌雲集』『文華秀麗集』に詩を載せる文人であるの⁽⁴⁵⁾に對して、公足の履歴には格別注目すべきものが認められない。やはり第一次撰者に加わった大外記としては、今継がよりふさわしいといえよう。弘仁十年代の彼の位階は正六位上または外従五位下であって、「序」に記す位階（従五位下）とは合致しないけれ

ども、それは「序」の筆法に問題があるためである。

以上、第一次撰者に「大外記」坂上今継が加わっていた可能性を論じたが、右の仮説が成立するのであれば、『日本後紀』編纂に実務官人のはたした役割を検討する必要が、これまで以上に強く生じると思われる。坂本氏に代表される従来の研究では、撰者のうち藤原緒嗣一人が三次の編修を通して責任者の地位にあり、大外記らの実務者は、そのつど交替したとみなされてきた。しかし、第一・第二次の編修において、少なくとも坂上今継が一貫して執筆にあたったことが認められるならば、『日本後紀』のいわゆる「特異性」についても、彼等実務官人の寄与を無視できないであろう。

『日本後紀』編纂過程について研究された山本氏は、第一・第二次の撰者が嵯峨紀以前を、第三次撰者らが淳和紀の編纂を、それぞれ担当したとみておられる。そして興味深いことには、嵯峨紀以前と淳和紀とでは、単に表現形式の相違ばかりでなく、叙述の態度においても差異が存した。すなわち、坂本氏が『日本後紀』の二大特色として挙げられた、人物伝等における批判精神、和歌の載録に象徴される国風文化の尊重についても、淳和紀においては嵯峨紀以前と異なった姿勢が現れるという。まず国風文化尊重の問題だが、桓武天皇について弘仁年間以前には「皇統弥照天皇」の国風諡号が用いられ、漢風諡号が使われる淳和紀には和歌が一例も記載されない。これは第一・第二次撰者と第三次撰者の間で、国風文化に対する態度に大きな差異があったことを示している。さらに、「その辛辣さを以て鳴る人物評伝についても、『得免世譏也』『時議以此鄙之』『性頑驕、好妾』『為性愚鈍』『為人疾惡』といった執拗なまでに痛烈な評語は略天長元年紀を堺として幾分陰をひそめ、その評伝も短所を指摘すると共に長所をも併せ認めようとする、やや温雅な趣を示しているようにも思われる」といわれるのである。

山本氏の指摘が正鵠を得ているならば、第一次撰者と第二次撰者とは一貫した叙述姿勢を保ち、第三次撰者はこれ

とは別の態度を取ったことになる。かかる転換は同一人物の傾向変化によってもたらされたとは考えにくく、姿勢の異なる撰者の参画によって、初めて生じたとみるべきである。山本氏は第三次撰者として、藤原良房（北家）・源常（嵯峨源氏）の両名が加わったことに注目しておられるが、それとともに実務担当の大外記が第三次において総入れ替えになったことにも、注意を払うべきではなからうか。

坂上今継を首班とする第一・第二次の実務官人と、山田古嗣ら第三次の実務者は思想的にどのような違いがあったのか、また彼等と編纂責任者とがいかなる連携のもとにあったのかは、もはや詳らかにし難い。しかし彼等が編纂の実務を担当し、条文の筆削に携わったことは紛れもない事実である。その交替が『日本後紀』の歴史叙述に与えた影響は、小さくはなかったはずである。従来は編纂責任者個人の姿勢を追うに急なあまり、実務者を含めた官人層の動向が等閑に付されていたのは、やはり問題というべきであろう。

ここで視点を変え、坂本氏のいわゆる『日本後紀』の「特異性」について、筆者が気付いたことを述べておきたい。坂本氏は『日本後紀』撰者（藤原緒嗣）の高邁正大な精神が、人物の評伝、とりわけ天皇に対する論贊において顕現していると指摘された。坂本氏によれば、「六国史には一切このような論贊めいたものはないが、これはりつばな論贊であり、この点に至って後紀の特異性は最も顕著である」⁽⁴⁹⁾。確かに桓武・平城両天皇に対する論贊は、鋭い切れ味を示している。しかしながら、六国史において天皇への論贊が認められるのは、『日本後紀』に限られるわけでは決してなく、桓武・平城を含めて次の六例が敷衍する。いささか長文ではあるが以下に列記しよう。

①称徳天皇（『統日本紀』宝亀元（七七〇）年八月丙午条）

葬ニ高野天皇於大和国添下郡佐貴郷高野山陵。（中略）天皇尤崇ニ仏道。努恤ニ刑獄。勝宝之際。政称ニ儉約。自ニ太師被ヲ誅。道鏡擅ニ権。輕興ニ力役。務繕ニ伽藍。公私彫喪。国用不ニ足。政刑日峻。殺戮妄加。故後之言ニ事者。頗

称_二其冤_一焉。

②光仁天皇 『統日本紀』延暦元（七八二）年正月庚申条

葬_二於_一広岡山陵。天皇龍潛之日。与_レ物_レ和_レ光。及_レ正位南面。臨_レ馭億兆。举_二其大綱_一。不_レ存_二苛察_一。官省_二無用_一。化崇_二清簡_一。是以宝龜之中。四海晏如。刑罰罕用。遐邇欣_レ戴。既而不予。漸久慮_二怠_一。遂讓_二宝位_一。伝_二之元備_一。知_レ子之明載遠。貽_レ孫之業弥固。可_レ謂_二寬仁大度有_二君_レ人之德_一者矣。

③桓武天皇 『日本後紀』大同元（八〇六）年四月庚子条

葬_二於_一山城国紀伊郡柏原山陵。（中略）天皇性至孝。及_二太宗天皇崩_一。殆不_レ勝_レ喪。雖_レ踰_二歲時_一。不_レ肯_レ积_レ服。天皇德度高峙。天姿巖然。不_レ好_二文華_一。遠照_二威德_一。自_レ登_二宸極_一。勵_二心政治_一。内事_二興作_一。外攘_二夷狄_一。雖_二当年費_一。後世頼焉。

④平城天皇 『類聚国史』卷二五、太上天皇、天長元年七月己未条

葬_二於_一楊梅陵。天皇識度沈敏。智謀潛通。躬親_二万機_一。尅_レ己_レ勵_レ精。省_二撤煩費_一。棄_二絶珍奇_一。法令嚴整。群下肅然。雖_二古先哲王_一。不_レ過也。然性多_二猜忌_一。居上_レ不_レ寬。嗣_レ位之初。殺_二弟親王子母_一。并令_二逮治_一者衆。時議以為_二淫刑_一。其後傾_二心内寵_一。委_二政婦人_一。牝鷄戒晨。惟家之喪。嗚呼惜哉。春秋五十一。諡曰_二天推国高彥天皇_一。

⑤仁明天皇 『統日本後紀』嘉祥三（八五〇）年三月癸卯条

奉_レ葬_二。天皇於_一山城国紀伊郡深草山陵。（中略）帝叡哲聰明。苞_二綜衆芸_一。最耽_二經史_一。講誦不_レ倦。能練_二漢音_一。弁_二其清濁_一。柱下漆園之說。群書治要之流。凡厥_二百家莫_レ不_レ通覽。兼愛_二文藻_一。善_二書法_一。学_二淳和天皇之草書_一。人不能_レ別也。亦工_二弓射_一。屢御_二射場_一。至_二鼓琴吹管_一。古之虞舜。漢成兩帝不_レ之過也。留意_二医術_一。尽_二諳_二方經_一。當時名医不_レ敢抗論。（後略）

⑥文徳天皇 『文徳実録』天安二（八五八）年九月甲子条）

夜葬^ニ大行皇帝於田邑山陵。（中略）帝初自^ニ登^ニ宸極^一。垂^ニ心政事^一。性甚明察。能知^ニ人奸^一。專思^ニ天下昇平之化^一。不^レ好^ニ巡幸遊覽之事^一。仁寿齊衡之間。頻得^ニ嘉瑞^一。以薦^ニ陵廟^一。至^ニ于禁網漸密。憲法頗峻^一。天下以為^ニ明帝察々^一。官署屢聞^ニ補替遷除之事^一。吏人遺懷^ニ靡罷解散之憂^一。又聖体羸病。頗廢^ニ万機^一。撫運不^レ長。在位已短。天之降^レ命。蓋有^レ數歟。于^レ時春秋卅有二。

以上六条の「論贊」は、いずれも埋葬記事に続けて記されたものであり、その形式において③・④を特別視する理由は、一切見出せない。また④に顕著な鋭い批判的姿勢も、既に①において認められるところである。問題を整理するため、『続日本紀』以下の五国史が天皇への論贊をいかに扱っているかを、表6として示そう。

天皇死去に際しての論贊が称徳・桓武・仁明・文徳の四代に涉り、太上天皇についてのそれは光仁・平城二代に限られるという違いはあるが、論贊は『日本後紀』を中心とする前後の時期に及んでいることに、改めて留意せねばならないであろう。このことは、延暦期以後の編纂にかかる国史⁽⁵⁰⁾において、天皇死去に際しての論贊が一般的であったことを示し、①における辛辣な批判の存在と相俟って、これを『日本後紀』のみの特色と認めることを、いささか躊躇させるのである。但し⑤・⑥などは、批判の名に値するものではないから、桓武朝（『続日本紀』後半部分）に始まった天皇への批評的叙述が、貞観十一（八六九）年奏進の『続日本後紀』においては既に形骸化して、その残滓を留めているとみるべきであろう。

ところで天皇に対する論贊の有無は、平安初期の一時期、ある時代思潮の消長があったことと対応しているように思われる。桃裕行氏の研究⁽⁵¹⁾に明らかなように、平安初期における「史学」の隆盛には刮目すべきものがあって、延暦十七年二月に「史学」志望者を明経志望者と並列してそれぞれの課程が指定され⁽⁵²⁾、大同三年二月には明経科から直講

『日本後紀』の撰者と編纂の背景（笠井）

三代実録	文徳実録	続日本後紀	日本後紀	続日本紀	国史名
	文徳天皇	仁明天皇	桓武天皇	称徳天皇 淳仁天皇	文武天皇
	⑥	⑤	③	①	有
				○	○
清和天皇 光孝天皇		淳和天皇	嵯峨天皇 平城天皇	光仁天皇	元明天皇 元正天皇 聖武天皇
			④	②	持統天皇
○ ○		○ ○			○ ○ ○ ○ ○
					有
					無

表6 天皇への論贊の有無

一人を割いて「紀伝博士」と称した⁽⁵³⁾。ここに紀伝の学は従来の文章博士一人・同得業生二人・文章生二〇人に加え、とくに史学のみに関わる「紀伝博士一人、同得業生・紀伝生若干名」が置かれたのである。ところが承和元（八三四）年三月になると紀伝博士は「文章博士」と名を改め、「紀伝得業及生」も停止されてしまった⁽⁵⁴⁾。この措置は単なる官名の改称に止まらず、紀伝得業生および学生の停止に象徴されるように、史学重視の姿勢が若干後退したことを示すものではあるまいか。

ここで『日本後紀』編纂の進行について再び確認しておく。と、弘仁・天長期の編纂（第一・第二次）姿勢は、承和期（第三次編纂）ともなると変化の兆しが現れる。また天皇への論贊は、延暦期に編纂された国史に始まり、天長元年の平城太上天皇をもって実質的に終了する。延暦・大同・弘仁期の史学重視の方針と、承和元年の「紀伝博士」廃止とは、かかる「国史編纂姿勢」変化の傾向と一定の対応関係にある。『日本後紀』の「特異な性格」は、ひとり藤原緒嗣の思想や個性に帰すべきでなく、この時期に出現した歴史意識の高揚に、その背景を求めべきではあるまいか。そしてこのような思潮は都の貴族官人層

においてのみ表出したのではなく、地方に及ぶことにも注意しておこう。少し時期の下る史料だが、『統日本後紀』承和九年九月丙申条には、次のような記事が現れる。

丙申。勅令_上相模。武蔵。常陸。上野。下野。陸奥等国_上写_上進三史_上。

これは地方国学において、三史(『史記』『漢書』『後漢書])等の史書が完備してただけでなく、それを書写して進上する体勢も整っていたことを示す史料である。延暦期に始まる歴史意識の高揚は、恐らく、相当広い底辺をもって(55)いたとみるべきであろう。それにしてもなぜ、中央政府は「三史」の進上を地方に求めたのであろうか。無論、かかる基本文献が中央に存在しなかった筈はなく、複数のテキストを揃える必要が生じたためであろう。当時都においては、「三史」の需要がこれまでになく高まっていたのである。これは紀伝博士廃止の後、承和九年の段階においても、史学重視の姿勢がなお保たれていたことを示すかのである。しかし、当時の人々が「三史」を史学の書として重視したのか、文章の軌範として尊重したのかは、おのずから別個の問題であろう。このような思潮がいかなる状況下に形成され、また後退していったのかという問題⁽⁵⁶⁾とともに、詳細は更めて考えてみたい。

以上、まとまりのない叙述に終始したが、直木先生はじめ、諸賢の厳しい御批正をいただければ幸いである。なお貴重な写本の閲覧を許された前田育徳会尊経閣文庫に対し、深甚の謝意を表する。

- (1) 坂本太郎『六国史』(日本歴史叢書27)(吉川弘文館、一九七〇年)
- (2) 山本信吉「日本後紀の編纂過程」(『新訂増補国史大系月報』51、一九六六年)
- (3) 松崎英一「日本後紀編纂過程の研究」(竹内理三博士古稀記念会編『統律令国家と貴族社会』吉川弘文館、一九七八年)
- (4) なお、柳宏吉氏(「石川名足、上毛野大川の国史撰修」『日本歴史』七七)も『日本後紀』撰者任命について言及しており

れる。

(5) 松崎英一、注(3)論文は「所詮は史料不足」として坂本説に従っている。

(6) 坂本太郎、注(1)書、一三〇ページ以下。

(7) 『日本紀略』天長元年正月甲寅条

(8) 『日本紀略』天長三年七月己丑条

(9) 『日本紀略』天長七年七月戊寅条

(10) 『日本紀略』天長七年四月壬戌条

(11) 柳宏吉、注(4)論文は、(e)と(h)が同時に撰者たりえないことを指摘した上で、「天長三年総裁冬嗣が薨じ、二年ばかり経って手薄なので夏野と岑守が増員され、天長七年安世が薨じたので更に直世王と吉野が増員されたとも言える。もし岑守だけを別に考えてよいならば、天長七年七月六日安世が薨じて緒嗣が唯一人となったので、一、二カ月の間に夏野、直世王、吉野等に副たるべき詔が下されたとも言える」としている。このうち後半の仮説は坂本氏と同様であるが、前半の説は(e)夏野のみを(f)直世王・(g)吉野と切り離す理由が判然とせず、やや説得力に欠けるきらいがある。なお、外記二名については、「官位が低いので、公卿補任には見えていない」として言及されない。

(12) 佐伯有義編纂『増補六国史』巻五「日本後紀卷上」(朝日新聞社、一九四〇年)

(13) 『外記補任』によれば、湊守は弘仁十年九月四日に石見守に転ずるまで、以前にも大外記の職を務めたことがあった。

(14) 延暦二年五月十一日太政官謹奏(『類聚三代格』、国史大系二二四ページ)においても、この時「大外記二人」は正七位上から正六位上に、少外記二人は従七位上から正七位上に、相当位を改められている。

(15) 大同二年と四年においては、大外記が三名であった可能性がある。国史や『外記補任』の記事によって、在職が確認できるものを示そう。

高村田使 大同元年四月十二日任(後紀・補任) 三年まで在任(補任)

物部敏久 大同三年三月十五日任、四年六月三十日遷主税助(補任)

豊宗(堅部)瓜人 延暦十九年二月十六日任(紀略)、大同三年十月朔日・四年正月廿三日現任(後紀)、弘仁七年正月十日遷

主計頭(補任)

上毛野頼人 大同二年六月任、弘仁八年二月六日遷東宮学士（補任）

以上によれば、大外記が三名置かれていたらしいのは、大同二年六月（頼人任）から、同四年六月三十日（敏久遷）までの二年間である。この間、大同三年三月までは広人・田使・頼人が、それ以降は広人・頼人・敏久がそれぞれ大外記であったらしい。丁度二年という期間が聊か疑わしいが、仮にこれが事実であるとしても、極めて特異な事例と考えられる。

(16) 本文で述べるもの他、筆者が知りえた坂上今継関係の記事は、次の通りである。

①『凌雲集』（弘仁五年頃成立）には目録に「左大史正六位上兼行伊勢権大掾坂上忌寸今継」の名がみえ、「涉信濃坂」「詠史」の二首を収める（『群書類従』第八輯、四六四ページ）。②『文華秀麗集』には今継の作として、「和・渤海大使見寄之作」一首を収めるが、「秋朝聴雁寄・渤海入朝高判官積録事」一首の作者「坂上今継」も、今継の誤写かとする見解がある（小島憲之校注『懐風藻・文華秀麗集・本朝文粹』、日本古典文学大系、岩波書店、一九六四年、に付された「詩人小伝」参照）。王孝廉の詩題にみえる「坂領客」も今継であろう（以上『群書類従』第八輯、四七三ページ）。

(17) 『平安遺文』第一巻三四号文書「弘仁二年十月十七日太政官符案」には、「右大史正六位上勲七等坂上忌寸全継」の位置がみえる。この文書は「清水寺縁起」からの採録だが、問題の箇所は、①『楓軒文書集』所収の同寺縁起（内閣文庫影印叢刊・楓軒文書集）下、六九四ページによった）では「今継」と明記されている。ところが②『大日本仏教全書』寺誌叢書一（一九一三年）の「清水寺縁起」においては、次のような考記を付して翻刻された（二二五ページ）。

右大史正六位上勲七等坂上忌寸今恐全継

六国史他からは「坂上全継」なる人名を検出し得ないから、考証の根拠は不明であるが、あるいはこの縁起中にみえる「治部少輔従五位下秋篠朝臣全継」に引かれた誤りであろうか。なお③『統群書類従』第二六輯下（一九二五年）所収の同寺縁起も、②に倣ったか「全継」としている。④『平安遺文』（一九七四年新版）もまた、これらを踏襲したのであろう。

以上から問題の箇所は「今継」と正すべきで、彼は弘仁二年十月時点で、既に勲七等を帯びていたことが明らかである。

(18) 今継は『類聚符宣抄』に三度名がみえ、いずれも大外記である。①弘仁十二年十一月廿日右大臣宣（一三三ページ）、②同十三年四月廿七日右大臣宣（一三四ページ）はいずれも孝者。③天長三年三月十一日左大臣宣（一三五ページ）では文中に名が記される。今継は弘仁十二年段階で大外記であったことが明白であるが、『外記補任』は弘仁十一〜十四年が空欄であり、一名の外記も掲げられていない。第二章において詳述するように、『外記補任』本文には多くの誤脱がある。

なお、佐伯氏は『類聚符宣抄』を参照されなかつたらしく、前掲の解説文では『外記補任』のみに依拠し、「今継の大外記従五位下に叙任せられしは天長元年」と推断しておられる。

(19) 『日本後紀』弘仁二年二月戊寅条に「外従五位下勇山連文継為相模権掾。紀伝博士如故」とみえ、弘仁九年頃成立した『文華秀麗集』の撰に預かった時も、「従五位下行大学助兼紀伝博士」であった（日本古典文学大系 一九四ページ）。

(20) 園田香融「えいさんだいしでん」（『国史大辞典』2、吉川弘文館、一九八〇年）

(21) 『伝教大師全集』巻五（世界聖典刊行協会、一九七五年復刻）、「付録」四六ページによった。

(22) 佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考証篇 第四（吉川弘文館、一九八二年、二四二ページ）。但し佐伯氏は、「勇山連」から安野宿禰への改姓時期について、弘仁九年（『文華秀麗集』序）以降、天長四年（『経国集』序）以前とみておられるが、文継は既に弘仁十四年正月、「安野宿禰」として叙位されている（『類聚国史』巻九九）。

(23) 小島憲之校注『懐風藻・文華秀麗集・本朝文粹』の「詩人小伝」注(16)でも、今継の官歴について「外記補任によれば、天長元年（八二四）九月二十三日に、紀伝博士大外記従五位下勲七等の今継が、兼任の紀伝博士を止められ、同四年まで大外記外従五位下であった」とされる。また、小島『国風暗黒時代の文学』中（中）（瑞書房、一九七九年）の「詩人小伝」（一八四二ページ）も同様。

なお天長元年九月には、大学寮関係の一連の人事移動が行われた可能性が高い。『公卿補任』承和十年条、平高棟の尻付に「天長元九廿二大学頭」とみえ、仁寿三年条の藤原貞守尻付にも「天長元九一大学少允」とある。これらを併考すれば、この年「九月廿三日」に今継が兼任を止められたとの解釈は、成立するかのようである。

(24) 坂本太郎『六国史とその撰者』（『歴史教育』三一）。のち坂本『日本古代史の基礎的研究』上（『文献篇』東大出版会、一九六四年、に収録）、及び坂本注（一）書、二四四ページ。また、竹内理三氏（『日本後紀の編者』藤原緒嗣）伝『天理図書館善本叢書月報』39）も坂本氏同様、緒嗣を高く評価しておられる。(e) (j)の人員補充について、「安世が天長七年に没して以後のことであることは間違いない」とされる点も、坂本氏に近い。

(25) 外記としての経歴や『外記補任』の記事に留意されない事例は、他にもある。例えば、『日本古代人名辞典』に収める、朝原忌寸道永（巻一・六七ページ）、上毛野公大川（巻三・五三九ページ）、土師（秋篠）宿禰安人（巻五・一四二〇ページ）らの経歴には、『外記補任』は一切引用されない（道永については『続日本紀』延暦元年閏正月庚子条に明記される、大外記

任官すら欠落している)。土田直鎮氏のように、この文献を高く評価される見解(『群書解題』補任部)がある一方で、不当に低い評価も存在するようである。『続群書類従』第四輯上に収めるテキストの校訂に不備が多いことや、最近に至るまで本格的な文献批判がなされなかったことなども、かかる評価を生み出す土壌となっているのであろう。

- (26) 中野高行「尊経閣文庫所蔵『外記補任』の補訂―八・九世紀分について―」I～IV(『史学』五五―四―五六―三)
- (27) 筆者も一九八五年十月十一日、尊経閣文庫において閲覧を許された。
- (28) 宝亀以前の外記については、中野氏の校訂本に収められるほか、橋本義則『外記政』の成立―都城と儀式―(『史林』六四―六)五六ページにも掲げられている。
- (29) 鈴木茂男「宣言考」(坂本太郎博士古稀記念会編『続日本古代史論集』下巻、吉川弘文館、一九七二年)、同「外記宣言と『外記宣言』」(『古事類苑月報』38)。
- (30) 土田直鎮「内侍宣について」(『日本学士院紀要』一七一―三)では、少なくとも天長頃まで、宣言の形式が固まっていなかったことが指摘されている。
- (31) 国史大系二八五ページ
- (32) 国史大系一一四ページ
- (33) 清水潔『類聚符宣抄の研究』(国書刊行会、一九八二年)一三一―ページ参照。
- (34) 『類聚符宣抄』所収、中納言藤原朝臣愛発宣(国史大系二〇七―ページ)
- (35) 後藤昭雄氏は「善雄」の名について、『外記補任』の記事を正しいものとみなし、「官曹事類目録」の位置に疑問を呈しておられる(『官曹事類』成立年時についての疑問「『続日本紀研究』二三七)。位置に疑点が多いのは後藤氏が指摘される通りだが、『補任』の姓名にも問題が存在する。改名の時期については暫く保留しておきたい。
- (36) 『三代実録』元慶三年十一月廿五日庚辰条によれば、「大外記正六位上菅野朝臣惟肖」が従五位下に昇叙しており、『補任』の注記「十一月廿五日叙」と符合する。
- (37) 『三代実録』元慶三年正月七日丁酉条によれば、正六位上「大外記紀朝臣有総」が従五位下に昇叙しており、『補任』の注記「正月七日叙」と符合する。
- (38) 坂本氏(注)一書、三三〇―ページ)によれば、卷一五(貞観十年)、卷一九―四八(貞観十三年正月―仁和元年十二月)

の諸巻は、『三代実録』の完全な写本が伝わらない。

(39) 『日本後紀』欠落部分の任官記事については、『日本紀略』の「任官」略記を参照して、その日に任官のあったことを推定する(D1ランク)はかはない。しかし『紀略』においてはかかる略記すら、任官記事すべてを網羅してはいないのである。例えば『日本後紀』巻五には一四条の任官記事がみえるが、『紀略』が「任官」として採録するのは僅かに六箇条である。表5の『日本後紀』関係部分に、対応する史料が検出できない(Eランク)ものが多数を占めるのは、このような事情による。付言すれば叙位記事についても、『紀略』が「叙位」などと略記して採録するものはごく一部に限られる(『後紀』巻五の一三例中、四条)。しかし延暦二十五年四月以降については、『類聚国史』巻九九によって、ほとんどすべてが復元できる。(40) ただ、官職関係の注記について付言すれば、五位以上のそれは、延暦十年まで(『続日本紀』対応分)は月次を示すだけだが、延暦十二年以降(『日本後紀』以後の国史に対応)はほとんど日付まで記している。これに対して六位以下の注記は、天長六年までは月次まで、承和元年以降はほとんどすべてに「月・日」を明記する。これは五位以上と六位以下について、別の基準で注記が施された可能性を示している。しかも注記における精粗の分かれ目が、『続日本紀』『日本後紀』『続日本後紀』等の節目と近似することも、偶然ではあるうが注意を引く。

(41) 松崎氏によれば、(a) (d)の任命時点は弘仁十年の三〜七月であるという(注(3)論文、三五六ページ)。

(42) 坂本太郎、注(1)書、一七八ページ

(43) 『群書類従』第六輯、二五一ページ

(44) 坂本太郎、注(1)書、二二三ページ

(45) 注(16)参照。

(46) 永世宿禰公足は『外記補任』には全く現れず、『類聚符宣抄』におさめる弘仁十三年正月廿日・同七月廿六日付権中納言藤原朝臣三守宣の奉者として名がみえるほか、『類聚国史』巻九九、弘仁十四年正月癸亥条に、正六位上から従五位下に昇叙した記事が存するのみである(但し、このときは朝臣姓)。なお『姓氏家系大辞典』の永世宿禰の項には、『左経記』弘仁十三年条にもみえるとあるが、詳らかではない。

(47) 山本信吉、注(2)論文

(48) 坂本太郎、注(24)論文

(49) 坂本太郎、注(24)論文。但し、坂本「六国史について」(史学会編『本邦史学史論叢』上巻、一九三九年)では、「厳密にいへばこの場合も日本後紀あたりから後には簡単な論贊に近きものが見られるやうになつたといひ得る。……多少さうした点が見られるとしても、特に一項を設け、史臣の立場よりの声を大にした所謂論贊を載せなかつたことは、尚ほ六国史の特質として注目に値すると思ふ」(二四ページ)とし、中国史書において「論贊を以て君の得失を批判する如き」姿勢と対蹠的であるとされた。

(50) 『統日本紀』の成立は前半と後半とで事情を異にしており、前半二〇巻は延暦十六年に奏上、後半二〇巻も同十五年頃には完成している。前半については、文武元年から天平宝字元年までの六一年を記した「曹案」三〇巻が存したが、問題の論贊①・②は、光仁朝以降に編纂が始まり、桓武朝に仕上げられた後半部分に含まれている(坂本注(1)書、一七四ページ)。

(51) 桃裕行『上代学制の研究』(目黒書店、一九四七年)、一三九ページ以下。

(52) 『史記抄』九におさめる、延暦十七年二月十四日太政官宣。桃裕行、注(51)書、一二二ページ、拙稿『弘仁格抄』と『弘仁格』逸文』(『金沢大学教養部論集』人文科学篇二三―二)参照。

(53) 『類聚三代格』大同三年二月四日官符(国史大系一五八ページ)、『類聚国史』巻一〇七・『日本紀略』大同三年二月丙辰条(54)『類聚三代格』承和元年三月八日官符(国史大系一五八ページ)。但し『類聚国史』巻一〇七は、承和元年四月庚子(廿日)条に置く。

(55) 久木幸男『大学寮と古代儒教―日本古代教育史研究』(サイマル出版会、一九六八年)はこの措置について、「これは、三史がこれら諸国の国学教科書として採用されたことを示す」(一六二ページ)とされるが、三史は「諸国をして進らしめ」られたのである。

(56) 九世紀における歴史意識の変遷については、西別府元日「律令制下における歴史教育の展開について」(『大分大学教育学部研究紀要』六一―三)に、示唆的な見解が記されている。